



市老連だより 22

令和 3 年 3 月 31 日

一 般 社 団 法 人
大阪府老人福祉施設連盟
施 設 長 各 位

一 般 社 団 法 人
大阪府老人福祉施設連盟
代表理事 後藤 静男

LIFE への情報提出、匿名化されるため利用者同意は不要 厚労省

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

厚生労働省は 26 日、LIFE に提出する情報に利用者の氏名など個人情報が含まれることについて、情報の提出に当たっては利用者同意が必要かとの問いに対し、LIFE のシステムにはその一部を匿名化した情報が送られて個人情報を収集するものではないため、加算算定の同意は必要だが、情報の提出自体については利用者の同意は必要ないと、「2021 年度(令和 3 年度)介護報酬改定に関する Q & A: Vol.3」(介護保険最新情報 Vol.952)で回答しました。

Q & A (Vol.3)では、このほか科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算、栄養マネジメント強化加算について、要件として定められた情報を「やむを得ない場合を除き、すべて提出すること」としているが、「やむを得ない場合」について例示しました。

例えば、▽通所サービスの利用者について、情報を提出すべき月において当該月の中旬に評価を行う予定であったが、緊急で月初に入院した▽データ入力をしたがシステムトラブルがあった一場合など、利用者単位で情報の提出ができなかった場合を挙げました。また、提出する情報についても、全身状態が急速に悪化して必須項目の体重などが測定できず一部の情報しか提出できなかった場合でも、事業所・施設の利用者または入所者全員に当該加算を算定することは可能です。ただし、情報の提出が困難であった理由について、介護記録などに明記しておく必要があるとしました。

また、**Barthel Index(BI)**のデータ提出に際して、老人保健健康増進等事業で一定の読み替え精度について検証されている**ICF**ステージングから読み替えたものを提出してよいかとの問いについては、通常、**BI**を評価する場合に相当する読み替え精度が内容の妥当性を含め客観的に検証された指標について、測定者が、▽**BI**に係る研修を受け▽**BI**への読み替え規則を理解し▽読み替え精度などを踏まえ、必要に応じて読み替えの際に正確な**BI**を別途評価するなどの対応を行い、提出することが必要だと回答しました。

詳細資料については、下記 URL をご確認ください。

URL:

http://www.a-kaigo.gr.jp/admin_wp/wp-content/uploads/2021/03/ksvol.952.pdf

【発信元】 一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局